

佐賀縣市町会館管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀縣市町会館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和3年佐賀縣市町総合事務組合規則第3号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、佐賀縣市町会館（以下「会館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、佐賀縣市町会館の設置及び管理に関する条例（令和3年佐賀縣市町総合事務組合条例第1号。以下「条例」という。）及び規則において使用する用語の例による。

(会議室の使用)

第3条 会議室の使用の申請は、使用の日（2日以上連続して使用する場合は、その最初の日。以下同じ。）の2月前から受け付けるものとする。ただし、市町職員を対象とした研修のため、年間を通して定期的な使用が見込まれる者については、あらかじめ必要な調整を行うこととする。

2 使用者の申出により、管理者が認めるときは、会議室の使用時間を延長することができる。

3 前項の規定により延長するときの使用時間は、1時間単位とし、1時間当たりの使用料は、半日使用料の4分の1の額とする。ただし、1時間当たりの使用料に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の納付期限の特例)

第4条 規則第9条ただし書の規定により管理者が認める場合は、次の各号に掲げるとおりとし、その納期は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

(1) 使用の日の6日前以後に使用の許可をする場合 許可の日の翌日

(2) 国、地方公共団体、その他の行政機関が使用する場合 使用の日の1月後

(使用料の減免)

第5条 条例第6条第2項の規定により減額又は免除する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 規則第10条第1号に該当する場合 全額

(2) 規則第10条第2号に該当する場合 使用料の3分の2に相当する額

(3) 規則第10条第3号に該当する場合 使用料の2分の1に相当する額

(4) 規則第10条第4号に該当する場合 使用料の3分の1に相当する額

(5) その他管理者が必要と認める場合 管理者が定める額

2 規則第10条第4号に規定する市町行政に関わる会議等と判断する基準は、参加者のうち市町職員が過半数を占める会議等とする。

3 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第1号）を管理者に提出し、その承認を得なければならない。ただし、管理者が認める場合は、これを省

略することができる。

(使用料の還付)

第6条 条例第7条ただし書の規定により既納の使用料を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりとし、その還付する額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 災害に関する特別警報、警報、避難情報等が発表され、利用者の安全のため主催者等が会議等の中止を決定した場合 全額
- (2) 感染症の流行等により、利用者の安全のため主催者等が会議等の中止を決定した場合 全額
- (3) 災害等により会館が使用できない場合 全額
- (4) 会館を災害対応等のため使用することに伴い、会議室の使用ができない場合 全額
- (5) 会館を臨時に閉館する場合 全額
- (6) 使用者の安全に鑑み会館を使用させないことが適当であると管理者が認める場合 全額
- (7) その他管理者が必要と認める場合 管理者が決定する額

2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

(ギャラリー・談話室の占有的利用)

第7条 ギャラリー・談話室は、一時的に占有して利用することを認めることができる。

2 前項の規定によりギャラリー・談話室を利用しようとする者は、ギャラリー・談話室利用申請書(様式第3号)を管理者に提出し、その承認を得なければならない。

(会館内の秩序)

第8条 規則第13条に定めるもののほか、会館の利用者は、会館内において次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 動物(盲導犬、聴導犬等を除く。)の持込み
- (2) 他の利用者に不快感を与える異臭又は汚臭を発生させた状態での入館
- (3) 喫煙所以外の場所での喫煙

2 利用者は、前項に定めるもののほか、管理者の指示に従うこととし、他の利用者の迷惑になるような行為をしてはならない。

3 管理者は、前2項に掲げる行為を行った者又はこれらの規定に基づく管理者の指示に従わない者に対しては、会館の利用を制限し、又は禁止することができる。

(弁償)

第9条 会館の物品及び設備等を亡失し、破損し、又は汚損した場合は、佐賀県市町会館物品等亡失(紛失)・損傷届(様式第4号)を管理者に提出し、管理者の指示に従い、現品又は相当の対価をもって弁償しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から適用する。